

刈谷市中小企業人材育成支援事業補助金

令和6年4月1日現在

◆ 概要

中小企業における人材育成を支援するため、代表者又は従業員が業務に必要な技術・技能又は知識の習得を目的とした研修等を受講した際に、受講料の一部を補助します。

◆ 補助対象事業者

中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者で、次に掲げるいずれの要件にも該当するもの。

- ①市内に事業所を有し、市内で現に事業活動を行っていること。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項、第11項又は第13項に規定する営業を営む者でないこと。
- ③代表者及び従業員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④市が賦課徴収する税金を滞納していないこと。

◆ 補助対象経費

補助対象事業者の代表者又は従業員で、市内の事業所を主たる勤務地とする者が、次に掲げるいずれかの研修等を受講する際の受講料（消費税及び地方消費税額を除く）。

- ①中小企業大学校が実施する研修
- ②中部職業能力開発促進センターが実施する能力開発セミナー
- ③外国人技能実習生に対する研修等のうち、市長が適当と認めるもの
（※詳細は裏面をご確認下さい。）
- ④CADまたはCAMに関する研修（民間が行う研修も対象とする）
- ⑤刈谷商工会議所が実施する研修等のうち、市長が適当と認めるもの
（注1）補助対象事業者が当該研修等の受講料を負担するものに限りませう。
（注2）消費税及び地方消費税相当額を除いた額を対象経費とします。
（注3）受講者に対して修了証書が交付される場合に限りませう。

◆ 補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（一円未満切捨て）とし、受講者1人あたり1年度につき10万円を限度とします。

◆ 申請

所定の申請書（刈谷市ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、次の書類（①～⑤）を添えて刈谷市役所商工業振興課まで持参してください。

- ①研修等の概要が確認できる書類の写し
- ②受講料の支払いを証する書類の写し
- ③研修等の修了証書の写し
- ④登記事項証明書（法人が申請する場合のみ）
- ⑤法人の場合は、直近1事業年度分の法人事業概況説明書の写し、個人の場合は直近1事業年度分の確定申告書の写し
（注）④は、申請日の前3月以内に取得したものに限りませう。

◆ 注意

本補助金の申請は令和7年3月31日までに行ってください。
この期日を越えた場合は補助金の交付を受けられませう。

お問合せ先 刈谷市役所 商工業振興課 電話 0566-62-1016

外国人技能実習生に対する研修等について

中小企業における人材育成を支援するため、代表者又は従業員が業務に必要な技術・技能又は知識の習得を目的とした研修等を受講した際に、受講料の一部を補助します。

記

研修実施機関 職業訓練法人H&A

研修対象者 外国人技能実習生

対象研修

研 修 名		
技能検定実技対策講座	金属プレス	基礎級
		随時3級
	溶接(半自動溶接)	初級
		専門級
技能講習	フォークリフト	
	玉掛けクレーン	

研修の詳細につきましては

職業訓練法人H&A ホームページ URL(<https://h-a.ac.jp/>)

職業訓練法人H&A TEL 0566-70-7766 までお問い合わせください